

○長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める
条例

令和5年10月6日

条例第58号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(申請者の要件)

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 次条から第9条までに定めるもののほか、法第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第166条中「第53条の9第2項」とあるのは「第53条の9」

と、「第4節（）」とあるのは「第4節（第133条第2項、第139条第2項、第141条第2項第1号及び）」と、「第5節」とあるのは「第5節（第144条第1号から第6号まで、第145条第3項から第5項まで、第146条第2項、第147条及び第150条を除く。））」とする。

（暴力団員等の排除）

第5条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、暴力団員等であつてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業
- (2) 指定介護予防訪問看護の事業
- (3) 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の事業
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの事業
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の事業
- (7) ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業
- (8) 共生型介護予防短期入所生活介護の事業
- (9) 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業
- (10) 指定介護予防短期入所療養介護の事業
- (11) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業
- (12) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- (13) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- (14) 指定介護予防福祉用具貸与の事業
- (15) 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業
- (16) 指定特定介護予防福祉用具販売の事業

（地域との交流）

第6条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項各号（第6号から第13号までを除く。）に掲げる事業について準用する。

（記録の保存）

第7条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス費の支払を受けた日から5年間、当該介護予防サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録及び省令

第54条第2項第1号に掲げる記録を保存しなければならない。

- 2 前項の規定は、次の表の左欄に掲げる規定に規定する事業について準用する。この場合において、同項中「及び省令第54条第2項第1号」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項第1号	及び省令第61条において準用する省令第54条第2項第1号
第5条第3項第2号	並びに省令第73条第2項第1号、第2号及び第4号
第5条第3項第3号	並びに省令第83条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第4号	及び省令第92条第2項第1号
第5条第3項第5号	並びに省令第122条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第6号	並びに省令第141条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第7号	並びに省令第159条において準用する省令第141条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第8号	及び省令第166条において準用する省令第141条第2項第2号
第5条第3項第9号	並びに省令第185条において準用する省令第141条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第10号	並びに省令第194条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第11号	並びに省令第210条において準用する省令第194条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第12号	並びに省令第244条第2項第1号及び第2号
第5条第3項第13号	並びに省令第261条第2項第1号及び第7号
第5条第3項第14号	並びに省令第275条第2項第1号及び第7号
第5条第3項第15号	並びに省令第280条において準用する省令第275条第2項第1号及び第7号
第5条第3項第16号	並びに省令第288条第2項第1号及び第6号

(令6条例35・一部改正)

(身体的拘束等の報告)

第8条 省令第57条第4号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、第5条第3項各号(第8号を除く。)に掲げる事業について準用する。

(令6条例10・追加・一部改正)

(廊下の基準)

第9条 省令第132条第7項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定介護予防短期

入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

2 前項の規定は、第5条第3項第7号の事業について準用する。

（令6条例10・旧第8条繰下）

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第10号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第6条の規定は、同年6月1日から施行する。

附 則（令和6年10月8日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。